

平成29年度鳥取県海外向けHP及びSNS情報発信業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

別添「仕様書」のとおり

2 提案の募集方法及び契約期間

(1) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。本プロポーザルに参加しようとする者は、平成29年5月8日（月）午後5時15分までに、別添「参加申込書」をファクシミリにより提出すること。

(2) 契約期間

契約日から平成30年3月31日（土）まで

3 契約上限額

金6,500千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 平成29年4月26日（水）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

5 評価方法

(1) 企画書は、次の項目について評価する。

ア 企画内容

- (ア) 企画力（鳥取県の魅力を海外に発信するために、HP及びSNS等を活用した効果的な企画となっているか。）
- (イ) 情報発信力（鳥取県のフェイスブックやインスタグラム、WEB広告等の手法を用いて効果的な情報拡散が可能であるかどうか。）
- (ウ) 具体性（具体的な数値目標を設定しており、実現可能な数値となっているか。）

イ 効果測定の方法

ウ 業務遂行能力

業務実施にかかる担当者数、翻訳能力（繁体字、簡体字、韓国語、ロシア語については鳥取県の国際交流員による翻訳も可能であるが、事業の範囲内で翻訳が可能であれば評価が高くなります。）

エ 類似業務の実績

(2) 参加申込者が多数の場合（10者以上）には、以下の日程で二段階選抜を実施する。

（10者未満の場合にはプレゼンテーション（審査会のみ）とする。）

5月17日（水） 企画書の提出期限

（5月17日（水）～5月19日（金）まで、参加申込者が多数の場合には書類審査

により選抜する。)

5月19日(金) プレゼンテーション(審査会)の案内(時間順番等)送付

5月24日(水) プレゼンテーションの実施

6 選定方法

- (1) 各審査員の評価点を集計し、その合計点数により順位付けする。
- (2) 最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 審査の結果、同点の場合は審査員の合議によって最優秀提案者を選定する。

7 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県観光交流局観光戦略課 国際観光誘客室 石田

電話 0857-26-7221/ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref.tottori.jp

8 提出書類

(1) 企画書6部

ア 企画書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。

イ 企画書には、次の内容を記載すること。

(ア) 本業務に対する基本的な考え方

(イ) 鳥取県の魅力を海外に発信するため、既存のHP及びSNSを活用した効果的な情報発信企画(動画・写真等のコンテンツ作成、翻訳業務等を含む。)

(ウ) 鳥取県のフェイスブックや、WEB広告等の手法を用いての効果的な情報発信

(エ) 効果測定についての考え方及び方法、目標数値(WEBページのアクセス数、フェイスブックの年間のページいいね獲得数、リーチ数等)

(オ) 業務実施スタッフ体制図

(カ) 類似業務の実績

※ 同レベルの業務内容の実績を記載すること。

※ 過去にメディアで取り上げられるなど話題性があったものがあれば具体的な内容を記載すること。

※ 直近の実績を優先して記載すること。

(2) 会社概要 6部

(3) 見積書 1部

9 企画書の提出

(1) 提出場所・部数

8の提出書類を7の場所に提出すること。(郵送可)

(2) 提出期限

平成29年5月17日(水)午後5時15分必着

10 質問事項等について

企画書作成に係る内容・方法等についての質問は、5月12日(金)午後5時15分まで受け付ける。

質問は「7 書類の提出先及び問合せ先」に示す連絡先に対し行うこと。質問のあった事項に

については、回答状況をホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kankousenryaku/>)で逐次公開する。

なお、質問の手段については、電子メール又はファクシミリによること。

1.1 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 平成29年5月24日(水) 時間は別途通知する。

(2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁(予定) 場所は別途通知する。

(3) 実施方法等

同日、別途通知する時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは一提案につき30分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間設ける。

なお、参加申込者が多数の場合(10者以上)には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

1.2 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行ない、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行なう。

1.3 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1.4 企画書の提出期限・審査のスケジュール

4月27日(木) プロポーザル公募開始

5月 8日(月) 参加申込みの締切り

5月12日(金) 質問事項の締切り

*質問内容の回答状況は逐次ホームページで公開

5月17日(水) 企画書の提出期限

*企画書提出企業が多数の場合には、書類審査により選抜

5月19日(金) プレゼンテーション(審査会)の案内(時間順番等)送付

5月24日(水) プレゼンテーションの実施

5月26日(金)以降 審査結果の通知・契約締結

1.5 その他

(1) 企画書の無効

4の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(4) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請け等させること。